

スクール（学校）ソーシャルワーク教育課程認定に関する規程第6条第6項に規定する科目の教育内容、教員要件、
 スクール（学校）ソーシャルワーク実習の指定施設、実習指導者の要件及び認定審査申請等の諸様式等の改正について（通知）
 新旧対照表

新	旧
<p style="text-align: right;"><u>平成 30 年 4 月 1 日</u></p> <p>社会福祉士養成校・精神保健福祉士養成校の長 教育課程を設置しようとする団体及び機関の長</p> <p style="text-align: right;">一般社団法人日本ソーシャルワーク教育学校連盟 会 長 <u>白 澤 政 和</u></p>	<p style="text-align: right;"><u>平成 29 年 4 月 1 日</u></p> <p>社会福祉士養成校・精神保健福祉士養成校の長 教育課程を設置しようとする団体及び機関の長</p> <p style="text-align: right;">一般社団法人日本ソーシャルワーク教育学校連盟 会 長 <u>長 谷 川 匡 俊</u></p>
<p>スクール（学校）ソーシャルワーク教育課程認定に関する規程第6条第6項に規定する科目の教育内容、教員要件、スクール（学校）ソーシャルワーク実習の指定施設、実習指導者の要件及び認定審査申請等の諸様式等の改正について（通知）</p> <p>一般社団法人日本ソーシャルワーク教育学校連盟「社会福祉士等ソーシャルワークに関する国家資格有資格者を基盤としたスクール（学校）ソーシャルワーク教育課程認定事業に関する規程」（以下、「規程」という。）第6条第6項の規定に基づき、規程第6条第3項第二号から第四号及び第4項第二号から第四号に定める科目の教育内容、教員要件及び同条第6項に定めるスクール（学校）ソーシャルワーク実習の指定施設、実習指導者の要件及び認定審査申請等に係る諸様式等について一部を改正し、<u>平成 30 年 4 月 1 日</u>より適用することとしたので通知します。</p> <p>なお、本通知の施行に伴い、<u>平成 29 年 3 月 9 日</u>理事会で決定した「スクール（学校）ソーシャルワーク教育課程認定に関する規程第6条第6項に規定する科目の教育内容、教員要件、スクール（学校）ソーシャルワーク実習の指定施設、実習指導者の要件及び認定審査申請等の諸様式等について（通知）」は廃止します。</p>	<p>スクール（学校）ソーシャルワーク教育課程認定に関する規程第6条第6項に規定する科目の教育内容、教員要件、スクール（学校）ソーシャルワーク実習の指定施設、実習指導者の要件及び認定審査申請等の諸様式等の改正について（通知）</p> <p>一般社団法人日本ソーシャルワーク教育学校連盟「社会福祉士等ソーシャルワークに関する国家資格有資格者を基盤としたスクール（学校）ソーシャルワーク教育課程認定事業に関する規程」（以下、「規程」という。）第6条第6項の規定に基づき、規程第6条第3項第二号から第四号及び第4項第二号から第四号に定める科目の教育内容、教員要件及び同条第6項に定めるスクール（学校）ソーシャルワーク実習の指定施設、実習指導者の要件及び認定審査申請等に係る諸様式等について一部を改正し、<u>平成 29 年 4 月 1 日</u>より適用することとしたので通知します。</p> <p>なお、本通知の施行に伴い、<u>平成 28 年 6 月 23 日</u>理事会で決定した「スクール（学校）ソーシャルワーク教育課程認定に関する規程第6条第6項に規定する科目の教育内容、教員要件、スクール（学校）ソーシャルワーク実習の指定施設、実習指導者の要件及び認定審査申請等の諸様式等について（通知）」は廃止します。</p>

[スクール（学校）ソーシャルワーク教育課程の諸科目担当教員の要件]

5. 規程第6条第3項第二号から第四号及び第4項第二号から第四号に定める科目の担当教員の要件

[専門科目群担当教員の要件]

(1) 規程第6条第3項第二号及び第4項第二号関係に定める科目の担当教員の要件

① スクール（学校）ソーシャルワーク論担当教員

スクール（学校）ソーシャルワーク論担当教員を担当する教員は、次のいずれかに該当する者であること。

イ) 大学院において社会福祉学に関する学問領域を専攻して修了した者であって、「学校」と「ソーシャルワーク」に関わるもののうち、ミクロレベルの支援に加えて、学校を含めた関係機関との調整など、メゾレベル、マクロレベルの活動に関するものが含まれている学術論文（注4）を1報以上有する者

ロ) 社会福祉士又は精神保健福祉士の養成校が学則に基づき開講する児童生徒の福祉に関する科目（児童や家庭に対する支援と児童家庭福祉制度等）を5年以上教授した者であって、「学校」と「ソーシャルワーク」に関わるもののうち、ミクロレベルの支援に加えて、学校を含めた関係機関との調整など、メゾレベル、マクロレベルの活動に関するものが含まれている学術論文（注4）を1報以上有する者

ハ) 大学院において社会福祉学に関する学問領域を専攻して修了した者であって、社会福祉士又は精神保健福祉士の有資格者、又は、社会福祉士又は精神保健福祉士の「実習・演習担当教員講習会」の基礎分野講習を修了した者であり、本連盟が実施する研修会を修了した者

ニ) 認定社会福祉士（児童・家庭分野）又は認定精神保健福祉士の資格を有する者であって、本連盟が実施する研修会を修了した者

[スクール（学校）ソーシャルワーク教育課程の諸科目担当教員の要件]

5. 規程第6条第3項第二号から第四号及び第4項第二号から第四号に定める科目の担当教員の要件

[専門科目群担当教員の要件]

(1) 規程第6条第3項第二号及び第4項第二号関係に定める科目の担当教員の要件

① スクール（学校）ソーシャルワーク論担当教員

スクール（学校）ソーシャルワーク論担当教員を担当する教員は、次のいずれかに該当する者であること。

イ) 大学院において社会福祉学に関する学問領域を専攻して修了した者であって、「学校」と「ソーシャルワーク」に関わるもののうち、ミクロレベルの支援に加えて、学校を含めた関係機関との調整など、メゾレベル、マクロレベルの活動に関するものが含まれている学術論文（注4）を1報以上有する者

ロ) 社会福祉士又は精神保健福祉士の養成校が学則に基づき開講する児童生徒の福祉に関する科目（児童や家庭に対する支援と児童家庭福祉制度等）を5年以上教授した者であって、「学校」と「ソーシャルワーク」に関わるもののうち、ミクロレベルの支援に加えて、学校を含めた関係機関との調整など、メゾレベル、マクロレベルの活動に関するものが含まれている学術論文（注4）を1報以上有する者

ハ) 大学院において社会福祉学に関する学問領域を専攻して修了した者であって、社会福祉士又は精神保健福祉士の有資格者、又は、社会福祉士又は精神保健福祉士の「実習・演習担当教員講習会」の基礎分野講習を修了した者であり、本連盟が実施する研修会を修了した者

ニ) 認定社会福祉士（児童・家庭分野）又は認定精神保健福祉士の資格を有する者であって、本連盟が実施する研修会を修了した者

但し、当分の間、以下のホ)に該当する者も、スクール(学校)ソーシャルワーク論の担当教員となれるものとする。

ホ) 社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を有し、都道府県等が行うスクールソーシャルワーカー活用事業等において、現にスーパーバイザーの業務に従事している者であり、本連盟が実施する研修会を修了した者であって、認定審査委員会が適当と認めた者

へ) 社会福祉士又は精神保健福祉士の養成校が開講する「相談援助の基盤と専門職」「相談援助の理論と方法」「精神保健福祉相談援助の基盤」「精神保健福祉の理論と相談援助の展開」のうち1科目以上を5年以上教授した者であって、本連盟が実施する研修会を修了した者

但し、当分の間、以下のホ)に該当する者も、スクール(学校)ソーシャルワーク論の担当教員となれるものとする。

ホ) 社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を有し、都道府県等が行うスクールソーシャルワーカー活用事業等において、現にスーパーバイザーの業務に従事している者であり、本連盟が実施する研修会を修了した者であって、認定審査委員会が適当と認めた者